

◆「町長への手紙」 令和3年8月受付分

いただいたご提案等と回答をご紹介します。内容は要約しており、回答時点のものであります。

【人事に関するもの】

ご提案等の内容	スクールバスなど町の運転業務における高齢者雇用について
回答・見解	<p>役場には、スクールバスでの児童・生徒の送迎や介護老人保健施設でのデイサービス利用者の送迎など、車両運転を必要とする業務があります。</p> <p>スクールバスの運転手については、町が直接雇用しておらず、業務委託により運行しております。運転手については、年齢制限をしておらず、大型自動車の運転経験や健康状態を条件とされています。高齢ドライバーの事故が増えている中、ご提案の内容は理解できます。しかし、雇用対策法では、労働者の募集・採用における年齢制限を禁止しています。高年齢者雇用安定法では、やむを得ない理由により年齢制限を設けることを認めているものの、加齢に伴う身体機能の低下、運動能力には個人差があり、年齢により一律に制限を設けることは適切ではありません。</p> <p>町では、今後も運転業務に当たっては最善の注意を払い、事故のないよう日々指導をまいります。</p>